

学生使用許諾証明書

次の各欄に記入してください。

基本契約書番号	V8791641	学生氏名	
購入申込書終了日	2021年 3月 31日	学生番号	
参加機関名	電気通信大学	提出日	年 月 日

学生使用許諾証明書

1. ライセンスの付与

マイクロソフトは、下欄で特定されたバージョン番号及び言語版のソフトウェア(以下「本製品」)1部を実行する権利を卒業生に付与します。これは、学生が在籍する教育機関(以下「参加機関」)がマイクロソフトと締結したライセンスプログラム(以下「本プログラム」)の下で参加機関が学生に付与した権利に基づいて学生が各自のコンピュータにインストールするものです。本製品を使用する学生の権利に対しては、<http://microsoft.com/licensing/contracts> に掲載される最新の製品使用権説明書の条項が適用され、学生はこれに従うものとします。上記の Web にアクセスできない場合は、マイクロソフトにご連絡いただければ、当該製品使用権説明書のコピーを提供します。

対象製品

※ 製品名を訂正する場合は、二重線で消した上で、余白に記入してください。
Windows (日本語版/英語版のいずれか1つ)

Office, Office for Mac (日本語版/英語版のいずれか1つ)

2. 権利および制限について

- **リバース エンジニアリング、逆コンパイル、および逆アSEMBルに対する制限** 学生は、適用ある法律により明示的に認められる場合を除き、本製品のリバース エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBルをしないものとします。
- **コンポーネントの分離** 本製品は単一の製品としてライセンスされています。本製品が複数のコンポーネントで構成される場合、これらのコンポーネントを複数のコンピュータで使用することを目的に分離することはできません。
- **レンタル** 学生は本製品をレンタル、リース、または貸与することはできません。
- **サポート サービス** 本プログラムに基づいて本製品を取得した学生は、電話による無償サポートを受けることはできません。
- **ソフトウェアの譲渡** 本プログラムの条項の規定にかかわらず、学生は、この学生使用許諾証明書に規定される学生の権利を売買、譲渡、またはその他の方法で移転することはできません。学生は本プログラムに基づく特別な条件の下で本製品の使用権を取得しているものであって、この学生使用許諾証明書に規定する学生の権利は、いかなる移転も行行うことができません。

3. 著作権

本製品 (および本製品に組み込まれた画像、写真、アニメーション、映像、音声、音楽、テキスト、「アプリ」などを含みますが、これらに限定されません) に対する全ての権利および知的財産権は、マイクロソフトまたはその取引会社が保有します。本製品は、著作権法、その他の知的財産権関連法および国際条約によって保護されています。従って、学生は本製品を他の著作物と同様に取り扱う必要がありますが、原本をバックアップまたは保管のみを目的として保持することを条件に 1 台のコンピュータにのみ本製品をインストールすることができます。

4. 限定的製品保証および免責条項

参加機関には、本プログラムに規定する条件により、90 日間の製品保証が提供されます。

上記の限定的製品保証を除き、マイクロソフトまたはその取引会社は、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。マイクロソフトまたはその取引会社は、商品性、特定目的への適合性、品質、権原、または第三者の権利非侵害の保証をせず、その他本製品またはこれに関連するマテリアルの品質または権利の瑕疵その他の問題について、本条に定める以上の責任を負いません。これらの免責は、適用される法令上許諾されていない場合を除き、適用されるものとします。学生がマイクロソフトまたはマイクロソフトの取引会社に対して損害賠償等を理由として請求権を取得する場合には、適用法令により認められる限り、マイクロソフト及びマイクロソフトの取引会社の学生に対する責任は、賠償責任の原因となった本製品 1 部に関して参加機関が既に支払った金額を上限とする直接損害に限定されます。これらの責任制限は、賠償責任が契約違反、不法行為（過失を含む）、厳格責任、保証違反またはその他の法理のいずれによるとを問わず適用されます。マイクロソフトおよびマイクロソフトの取引会社は、本製品に関連して生じた間接的損害（結果的損害、特別損害もしくは付随的損害、または逸失利益もしくは収益に対する損害、事業の中断に対する損害、または事業情報の喪失に対する損害を含むがそれらに限定されない）については、かかる損害が発生する可能性を了知していた場合およびかかる損害の発生が合理的に予見可能であった場合であっても、責任を負わないものとします。

5. 消費者の権利

この学生使用許諾証明書の各条項は、保証責任の一方的排除または合意による排除を認めない法令が存在する場合にはそれに従うことを条件とし、またこれらを侵害しないものとします。法令により認められる場合には、当該法令により認められる最大限の範囲で、これらの法令に基づく保証に対するどのような違反についても、マイクロソフトおよびマイクロソフトの取引会社の全責任、ならびに消費者の唯一の救済は、マイクロソフトの選択により、(a) 物品の場合は (i) 物品の交換または (ii) 物品の瑕疵の修繕、(b) サービスの場合は (i) サービスの再提供または (ii) サービスの再調達費用の支払い、に限定されます。

